



ご存知ですか？ 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断する能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの管理や、介護などのサービスや施設への入所に関する契約などをする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。これらの人の権利を守り、法律面や生活面でその人らしい生活をお手伝いするのが、成年後見制度です。

身近にあるカフェのように気軽にお茶を飲みながら、認知症について同じ悩みや経験を持つ人たちと情報を分かち合い、ゆっくり語ることができる憩いの場です。お気軽にお立ち寄りください。

地区	村上 「かたるんカフェ」	朝日 「スマイルカフェ」
とき	8月24日(水) 午後1時30分～3時30分	8月22日(月) 午後1時30分～3時30分
ところ	マナボーテ村上2階 喫茶ルーム	グループホーム ふるさと
参加費	100円	無料
対象者	ご本人・ご家族・認知症に関心のある人など	
申し込み	事前申し込みは必要ありません。出入りも自由です。直接会場にお越しください。	

成年後見制度Q&A

Q 成年後見制度にはどのようなものがあるのですか？

A 成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」に分けられます。「法定後見制度」は判断能力が不十分になった場合に利用できる制度で、本人の判断能力の程度などによって「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。「任意後見制度」は将来、判断の能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておくという制度です。

Q 成年後見制度を利用することで、良い点はなんですか？

- A ①判断能力が十分でなくなっても、本人の生活環境と財産を家庭裁判所によって選ばれた支援する人が守ります。
②適正に支援されているかどうか家庭裁判所が監督します。
③支援する人には「取消権」があり、詐欺などにあっても契約を取り消すことができるので、本人の財産を安全に管理することができます。



Q 法定後見制度はどのような手続きをしたら利用出来ますか？

A 本人、配偶者もしくは一定の範囲の親族が家庭裁判所に申し立て（手続き）できます。身よりがない場合などの理由で難しい場合は、市長が申し立てをすることもできます。村上市の場合、新潟家庭裁判所村上出張所で申し立てを受け付けています。

Q 法定後見制度を利用する場合は、最初にどれくらいの費用がかかりますか？

A 一般的に切手、印紙代で5千円～1万円です。ただし、鑑定を要する場合は別途、鑑定費用が5万円程度かかります。

●問い合わせ

介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111（内線365）
または各支所地域振興課地域福祉室